

## 沼津市中小企業融資制度一覧表

R6.4.1現在

制度名	融資の対象	貸付条件	連帯保証人	受付	必要書類
<a href="#">沼津市小口資金 融資制度 (運転・設備)</a>	1 従業員が30人(商業、サービス業10人)以下の会社及び個人であって、市内に店舗、工場又は事業所を有するもの	貸付限度額 7,000千円  金融機関基準金利 年2.08% 利子補給率 年1.08% 貸付利率 年1.00% 信用保証料率 0.30~1.25% ※適用保証料率については保証協会へご確認ください。	原則として 申込者が	随時	○沼津市小口資金融資申込書.....1部 ○申請者の納税証明書(原本。法人市民税・法人固定資産税、または個人市県民税・個人固定資産税)または申込者の滞納がないことを証する書類.....1部 ○保証協会に提出する書類一式 ・保証申込関係書式(信用保証委託申込書・個人情報の取扱いに関する同意書・申込人(企業)概要).....1部 ・設備資金の場合は見積書.....1部 (写しでも可。期限等有効なもの。注文書等は不可) ・営業許可証の写し(許認可等を必要とする業種を営んでいる場合。初回申込時のみ).....1部 ・申請者及び保証人の印鑑証明書(原本。最近3ヶ月以内のもの。初回申込時のみ).....1部 ・法人の場合は、登記簿謄本及び定款(初回申込時のみ).....1部 ・その他、保証協会が必要とする書類.....各1部  ◆取扱金融機関◆ スルガ銀行・静岡銀行・清水銀行・静岡中央銀行・沼津信用金庫・三島信用金庫・富士信用金庫・富士伊豆農業協同組合
	2 従業員が30人以下の医療法人		(1)法人の場合 代表者		
	3 市内において3か月以上同一事業を継続していること		(2)個人の場合 徴求しない。		
	4 申込日以前において、納期の到来した納税額を完納していること	貸付期間 5年以内 返済方法 元金均等月賦			
	5 保証協会の信用保証対象資格があること	※利用中の小口資金について借換えができません。			
<a href="#">沼津市短期経営 改善資金融資 制度(運転)</a>	1 従業員が50人(商業、サービス業20人)以下の会社及び個人であって、市内に店舗、工場又は事業所を有するもの	貸付限度額 7,000千円  金融機関基準金利 年2.06% 県利子補給率 年0.26% 市利子補給率 年0.40% 貸付利率 年1.40%	原則として 申込者が	随時	○沼津市短期経営改善資金融資申込書.....1部 ○保証申込関係書式一式(信用保証委託申込書・信用保証委託契約書・個人情報の取扱いに関する同意書・申込人(企業)概要).....1部 ○静岡県短期経営改善資金融資申込書.....1部 ○その他、保証協会が必要とする書類.....各1部  ◆取扱金融機関◆ スルガ銀行・静岡銀行・清水銀行・静岡中央銀行・沼津信用金庫・三島信用金庫・富士信用金庫・富士伊豆農業協同組合
	2 市内において1年以上同一事業を継続している		(1)法人の場合 代表者		
	3 保証協会の信用保証対象資格があること	信用保証料率 0.30~1.30% ※適用保証料率については保証協会へご確認ください。	(2)個人の場合 徴求しない。		
	4 静岡県短期経営改善資金の融資と同時に申し込むものとする	貸付期間 5か月以内 返済方法 元金均等割賦又は一括			
	5 申込日以前において、納期の到来した納税額を完納していること				

<p>小規模事業者経営改善資金 (運転・設備)</p>	<p>沼津商工会議所もしくは沼津市商工会議所の推薦を受け、令和6年4月1日以降、日本政策金融公庫から小規模事業者経営改善資金(無担保、無保証人)を借り受けた小規模事業者</p> <p>1 従業員数が製造業・建築業等で20人以下(商業・サービス業の場合は5人以下)の方</p> <p>2 市内に最近1年以上事業を継続している</p> <p>3 市の小口資金、短期経営改善資金利子補給制度を利用していないこと</p> <p>4 日本政策金融公庫の非対象業種(キャバレー・パチンコ店・金融業等)でない</p> <p>5 所得税(法人税)、市・県民税等、税金を納期限内に完納している方</p>	<p>貸付限度額 2,000万円</p> <p>融資利率 変動 ※最新の融資利率については、下記ページをご確認ください。 <a href="https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html#m07">https://www.jfc.go.jp/n/rate/index.html#m07</a></p> <p>利子補給率 年1.00% 利子補給期間 12か月以内</p> <p>返済期間 設備資金10年以内、 運転資金7年以内</p> <p>返済方法 元金均等割賦</p>	<p>無担保 無保証人</p> <p>※ただし、沼津商工会議所もしくは沼津市商工会において申込み前から6か月以上経営指導を受けていることが条件となります。</p>	<p>随時</p>	<p>☆直接、沼津商工会議所もしくは沼津市商工会へご相談ください。</p> <p>沼津商工会議所 沼津市沼津市米山町6-5 沼津商工会議所会館 TEL:055-921-1000 <a href="http://www.numazu-cci.or.jp/support/2_1/post_14.html">http://www.numazu-cci.or.jp/support/2_1/post_14.html</a></p> <p>沼津市商工会 本所・原支所 沼津市原1200-1 TEL:055-966-1331 沼津市商工会 戸田支所 沼津市戸田1028-5 TEL:0558-94-2224 <a href="http://www.numazu-s.or.jp/">http://www.numazu-s.or.jp/</a></p>
<p>開業パワーアップ支援資金等</p>	<p>1 ・金融機関及び県信用保証協会経由で静岡県が実施する開業パワーアップ支援資金を借り受けた事業者</p> <p>・日本政策金融公庫から新創業融資制度による資金を借り受けた事業者</p> <p>2 元金の返済開始が令和6年4月1日以降の事業者</p> <p>3 市内に主たる店舗、工場若しくは事業所を設けようとする者又は現に市内にこれらの施設を有している者</p> <p>4 各月の返済が完了していること</p> <p>5 納期が到来した市税を完納していること</p>	<p>貸付限度額 ○10,000千円</p> <p>利子補給率 年1.0%以内 利子補給期間 24か月以内 利子補給額 金融機関又は日本政策金融公庫に支払った利子支払合計額に対し、利子補給率(年1.0%)に相当する金額 利子補給時期 年1回(年度末)</p>	<p>各々の融資制度の定めによる。</p>	<p>指定の期間</p>	<p>○沼津市開業パワーアップ支援資金等利子補給金交付申請書……………1部 ○借入金証明書又は金融機関が発行した返済状況の分かる明細の写し……………1部 ○金融機関が発行した借入金の返済予定明細の写し……………1部</p> <p>◆取扱金融機関等◆ 開業パワーアップ支援資金については、各金融機関及び県信用保証協会 新創業融資制度については、日本政策金融公庫</p> <p>☆開業パワーアップ支援資金については、静岡県経済産業部商工業局商工金融課 (電話番号:054-221-2513)、県信用保証協会沼津支店(電話番号: 055-926-0100)若しくは各金融機関へご相談ください。 ☆新創業融資制度については、日本政策金融公庫へご相談ください。 (電話番号:055-931-5281)</p>

【お問い合わせ先】沼津市役所 商工振興課 〒410-8601 沼津市御幸町16-1 電話番号: 055-934-4749 ファックス番号: 055-933-1412